

第145号議案

静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 動物の愛護及び適正な飼養に関する県民の理解を深めることにより、人と動物の共生する社会を実現することを目的として、静岡県動物愛護センター（以下「センター」という。）を富士市に設置する。

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 猫展示エリア
- (2) マッチングルーム
- (3) 研修ルーム
- (4) 啓発展示エリア
- (5) ボランティアルーム
- (6) トリミングルーム
- (7) ドッグラン
- (8) 多目的棟

(事業)

第4条 センターは、第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発を行うこと。
- (2) 動物（静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年静岡県条例第70号）第2条第1号に規定する動物をいう。）に関するボランティアの育成及び支援に関すること。
- (3) センターを県民の使用に供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後4時45分まで（入館時間は、午後4時15分まで）とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用の承認)

第7条 第3条第2号、第3号及び第5号から第7号までに掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、センターの管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不承認)

第8条 知事は、前条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同

項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるに足りる相当な理由があるとき。
- (4) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であると認めるとき。

（譲渡等の禁止）

第9条 第7条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の承認の取消し等）

第10条 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第8条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第7条第2項の規定により付された条件に違反していること。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

（指定管理者による管理）

第11条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項のセンターの管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号及び第4号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第4条第3号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第5条ただし書の規定による開館時間の変更
 - イ 第6条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定
 - ウ 第7条第1項の規定による使用の承認及び同条第2項の規定による条件の付与
 - エ 第8条の規定による使用の不承認（同条第1号から第3号までに掲げる事由による使用の不承認を除く。）
 - オ 前条の規定による承認の取消し又は使用の制限（第8条第1号から第3号までに掲げる事由が生じたことを理由とする承認の取消し又は使用の制限を除く。）

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関して知事が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第2号アの変更又は同号イの決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第12条 前条第1項の規定による指定は、センターの管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(指定管理者の指定)

第13条 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものうちから、最も適切にセンターの管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) 動物の愛護及び適正な飼養に関する高度な知識及び技術並びに十分な経験を有しているものであること。

(指定管理者の指定等の公示)

第14条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(利用料金の納付)

第15条 指定管理者が第11条第2項第2号ウの規定により行う第7条第1項の承認（第3条第2号及び第5号に掲げる施設に係るものを除く。）を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 使用の日の前日までに使用しない旨の申出があったとき。

(指定管理者の事業報告)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなけ

ればならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第11条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても、第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定に基づいて行う第11条第1項の規定による指定に係る指定管理者についての第15条第2項の承認は、施行日前においても別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第15条関係）

区分	利用料金		
	9時から 12時まで	13時から 16時45分まで	9時から 16時45分まで
研修ルーム	3,600円	4,500円	8,100円
トリミングルーム	1時間につき 1,400円		
ドッグラン1	1頭1時間につき 300円		
ドッグラン2	専用で使用する場合	1時間につき 1,800円	
	専用で使しない場合	1頭1時間につき 300円	